

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスによる感染症は、急速な勢いで世界中に拡大し、先般、世界保健機関（WHO）は、パンデミック（世界的な大流行）になったとの見解を表明したところである。国内においても、感染者の増加に歯止めがかからず、収束が見通せない極めて憂慮すべき事態になっている。

こうした先例のない国難とも言える状況の中、政府は、今年度の予備費を活用した緊急対応策を取りまとめた上で実施し、今後の状況の変化に備えて「緊急事態宣言」の発動を可能にする特措法を成立させるなど、迅速かつ最大限に対応しているところである。

引き続き、国においては、何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に、感染拡大の抑制、感染者の重症化防止などを総合的かつ強力に推進するため、次の事項について措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 国外からのウイルス侵入を確実に防ぐため、入国管理の徹底、とりわけ空港、港湾における検疫体制の強化など水際対策を図ること。
- 2 国内における感染拡大防止のために、診察及び検査が適切に行えるよう、簡易検査キットを早期に開発するとともに、診察・検査体制や医療物資の整備、多言語に対応できる受診体制の構築など、地方における医療体制の強化を支援すること。
- 3 ワクチンの開発・製造を早急に進めるとともに、治療法を速やかに確立すること。  
また、マスク、防護服、検査キット等の医療物資並びに民生用物資が不足することがないよう、国の責任において必要量の確保に努めること。
- 4 高まる不安や風評被害に対応するため、国民、訪日外国人及び地方公共団体に対して、正確かつ詳細な情報提供を迅速に行うとともに、多言語による24時間対応の相談体制の充実を図ること。  
また、感染者や濃厚接触者等の情報公開について、風評被害防止や人権保護にも配慮した統一的な対応方針を提示すること。
- 5 旅館・ホテル等の観光業をはじめ、製造業、飲食業、農林水産業など経済的に影響を受ける地域の事業者等に対し、適切な支援を行うとともに、風評被害対策を講じること。
- 6 学校の臨時休業に伴う影響を踏まえ、児童生徒への学習支援、保護者や関係事業者等の負担軽減などの対策を講じること。
- 7 地方自治体を実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

岡山県議会議長 蓮岡 靖之

(提出先)  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
内閣官房長官  
衆議院議長  
参議院議長